

# 独立行政法人国立高等専門学校機構が保有する個人情報についての 開示請求，訂正請求，利用停止請求に関する審査基準

平成17年4月1日  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定  
一部改正 平成19年3月30日  
一部改正 平成25年3月27日

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報について開示請求，訂正請求又は利用停止請求があったときは，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）に基づき，この審査基準の定めるところにより，開示，訂正及び利用停止を行うものとする。

## 第1 開示請求

開示請求があったときは，開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（不開示情報）が含まれている場合を除き，開示請求者に当該保有個人情報を開示するものとする。

### (1) 開示請求者の個人に関する情報（法第14条1号）

開示請求者（法第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては，当該本人をいう。以下同じ。）の生命，健康，生活又は財産を害するおそれがある情報で，例えば次に掲げるもの。

【例】ア) 学生，職員等の健康相談等の記録のうち，開示することにより開示請求者の病状等の悪化をもたらすことが予見される場合。

イ) 虐待の告発等の本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合。

ウ) その他開示することにより深刻な問題を引き起こす可能性がある場合。

### (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第14条2号）

開示請求者以外の個人に関する情報（事業を含む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日，その他の記述等により開示請求者以外の特定期個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，開示請求者以外の特定期個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定期個人を識別することはできないが，開示することにより，なお開示請求者以外の特定期個人の権利利益（名誉，感情などを含む。）を害するおそれがあるもので，例えば次に掲げるもの。

【例】ア) 職員・学生の自宅住所・電話番号・メールアドレス等

イ) 人事選考関係資料（氏名，履歴等）

ウ) 健康診断・カウンセリングの記録

エ) 懲戒処分関係情報（氏名，個人が特定できる懲戒内容等）

オ) 学生個人に関する情報（学籍（休・退学を含む。），成績，教育・生活相談等の記録，卒業後の就職先等）

カ) 学生指導関係文書

キ) 進路指導関係文書（本人アンケート，面接メモ）

(3) 法人等の情報（法第14条第3号）

法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，開示することが必要であると認められる情報を除く。

①開示することにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位，その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

【例】「民間等との共同研究」等に関し相手方から提供された技術的知識・情報

②独立行政法人等の要請を受けて，開示しないとの条件で任意に提供されたもので，法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況に照らして合理的であると認められるもので，例えば次に掲げるもの。

【例】企画立案の資料，アンケートの回答等で開示しないとの条件が付されたもの

(4) 審議検討等情報（法第14条第4号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であつて，開示することにより，素直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもので，次に掲げるもの。

①審議中情報で，例えば次に掲げるもの。

【例】ア）報告，答申等で現在検討・審議中のものの記録

イ）学科等改組で現在検討中のものの記録

ウ）人事選考（採用，昇任等）の記録

②不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもので，次に掲げるもの。

【例】入試制度改革素案（出題科目変更案等）

③特定の者に不当に利益を与え，又は不利益を及ぼすおそれがあるもので，次に掲げるもの。

【例】ア）キャンパス移転候補地リスト（地方公共団体との交換文書等）

イ）機種選定や仕様策定に係る検討記録

(5) 事務・事業支障情報（法第14条第5号）

国の機関，独立行政法人等，地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて，開示することにより，次に掲げるおそれのあるもの。

①国の安全が害されるおそれ，他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの。

②犯罪の予防，鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもので，例えば次に掲げるもの。

【例】ア）毒物，劇物等の毒性，危険性等の強い物質の受払い又は保管に関する情報

イ）ID，パスワード等のネットワークセキュリティー関係情報

③監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるもので，例えば次に掲げるもの。

【例】ア）入試の出題者名簿

- イ) 入試制度改革関係資料
- ④契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもので、次に掲げるもの。
  - 【例】ア) 入札前の予定価格、積算内訳書
  - イ) 機構が当事者となっている訴訟に関する資料
- ⑤調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの。
  - 【例】ア) 科学研究費補助金研究計画調書で採択前のもの又は不採択のもの
  - イ) 各種研究助成金に関する申請書
- ⑥人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもので、例えば次に掲げるもの。
  - 【例】ア) 人事異動原案
  - イ) 人事選考（採用、昇任等）関係資料
  - ウ) 勤務評定関係記録
- ⑦地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの。

## 第2 訂正請求

機構の保有する保有個人情報について訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）請求があったときは、法により、次の各号のいずれかの場合を除き、訂正請求に係る当該保有個人情報を訂正するものとする。

- (1) 訂正請求に理由があると認められない場合
- (2) 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合
- (3) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

## 第3 利用停止請求

機構の保有する保有個人情報について利用停止（消去又は提供の停止を含む。以下同じ。）請求があったときは、法により、次の各号のいずれかの場合を除き、利用停止請求に係る当該保有個人情報を利用停止するものとする。

- (1) 利用停止請求に理由があると認められない場合
- (2) 利用停止することにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (3) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。